

意見書案第5号

農業と食料を守るための所得補償制度の創設を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和8年9月8日

取手市議会議長

山 野 井 隆 殿

提出者 取手市議会議員 遠 山 智恵子

〃 〃 加 増 充 子

農業と食料を守るための所得補償制度の創設を求める意見書（案）

米が店頭から消え、価格が高騰した「令和の米騒動」から一転、米価が急落しています。

異常気象や肥料・農業生産資材などが高騰する中、農業従事者の高齢化が進み、後継者不足も問題となっており、「これ以上、赤字では農業を続けられない」と離農者も増えています。

日本の食料自給率は37%となり、このまま行けば食糧難が懸念されます。不安定な輸入に依存した食料政策を改め、国内生産の強化、食料自給率の向上が一層求められます。

米農家が再生産できる価格と消費者が買い続けられる価格とのギャップを政策的に補てんするため、米農家への「所得補償制度」を創設し、将来にわたり食料の安定供給を可能にするべきです。

全ての米農家が安心して米を作り続けられる仕組みを作ることは、消費者の「明日、食べるもの」を守ることに直結します。

よって、下記の事項について要望します。

記

- 1 全ての米農家が再生産できる価格と消費者が買い続けられる価格との差を補てんする、実効性のある「所得補償制度」を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 農林水産大臣 財務大臣

意見書案第6号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和8年9月18日

取手市議会議長

山 野 井 隆 殿

提出者 総務文教常任委員会
委員長 小 堤 修

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正を受け、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は令和10年度までに35人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画により進められますが、「3分類」にかかわらず、業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、平成18年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するためにも義務教育費国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣